

時事新報

節儉の主義民間に及ぶ可らず
我輩の宣傳の事業を稱して一切効力なしとするにあらず
す陸海軍の事、裁判司法の事、其他政府の本分として務むべき者二三にして足らずと雖も此等は悉く官の手を煩はざれば行はれる事項にして世界各國執れの地も人民の私に其權を有するものあり其理由甚ざ明白
あれ共更に一步を進めて論すれば民間に於て經營を得る事柄にても尙ほ官の手に之を監督して其効驗却て見るべきものあるは毎度の事あり然らば効驗ある者の總て政府の管理に托するを得べきやと問ふに我輩は之に同意すると能はざるなり抑も一國の政府ありとて天與財源あるに非ずして依る所の國の租税より外ならず
之を消費するは經濟學に謂ゆる不生產の使用ある者にして其額の増加は間接に民間生産上の使用を減少せしむべたの道理あらば事に全面に於て熙まさきもにあらず之に加ふるに民自家の經營を以て作りたる資本あらば自かの之を惜ひの情に於て切ある所ある可らず
雖も既に政府の手に歸して國庫金の名を帶るととは其能はざる由縁にして官の經營は單に政治上必要な部分より都て其規模を小にして節儉の方に注意あらんことを冀すするのみ

前條の次第なれば政府の自ら節儉を實行して國用を省くの工風甚だ大切なりと雖ども政府自家の節儉と共に其主義と人民にまで及ぼして民間の奢侈に干涉し爲めに世の文明を退歩せしめたるの禍古來の例甚ざ少くからず殊に東洋諸國の習慣として昔より政府が民間の奢侈を禁するを良法などと稱し、上儉を守りて下を率ゆ云々と語あり即ち上立の所の治者が自身に質素の模範を示して下民一統に貴澤を忘れしむるの考案ある可此主義たる儒教論の精神にて政府自から儉と守りて人民にも儉と勧むるよとあれば尙ほ恕す可能と云ふ可らざるの難點に沈みたるの事實は我輩に傳聞し又目撃したる所なり畢竟儒教主義に誤されたるものにして奇語と用れば人民は明君の累政に奢めらたりと云ふも可あり支那の政局よりの好む所下これより甚だと云ふ其意味と解釈すれば政府にて奢侈を好むとすれば庶民は尙ほ一段に儉約を守る可しとの次

第一にして彼の明君が自か節して領民へも共に節食を命じたるは此格言の意味を強ひて實行せしめたるかとならんと雖も一方より考れば明君の意を以て民間の方を頼はざれば行はれる事項にして世界各國執れの地も人民の私に其權を有するものあり其理由甚ざ明白
あれ共更に一步を進めて論すれば民間に於て經營を得る事柄にても専ほ官の手に之を監督して其効驗却て見るべきものあるは毎度の事あり然らば効驗ある者の總て政府の管理に托するを得べきやと問ふに我輩は之に同意すると能はざるなり抑も一國の政府ありとて天與財源あるに非ずして依る所の國の租税より外ならず
之を消費するは經濟學に謂ゆる不生產の使用ある者にして其額の増加は間接に民間生産上の使用を減少せしむべたの道理あらば事に全面に於て熙まさきもにあらず之に加ふるに民自家の經營を以て作りたる資本あらば自かの之を惜ひの情に於て切ある所ある可らず
雖も既に政府の手に歸して國庫金の名を帶るととは其能はざる由縁にして官の經營は單に政治上必要な部分より都て其規模を小にして節儉の方に注意あらんことを冀すするのみ

前條の次第なれば政府の自ら節儉を實行して國用を省くの工風甚だ大切なりと雖ども政府自家の節儉と共に其主義と人民にまで及ぼして民間の奢侈に干涉し爲めに世の文明を退歩せしめたるの禍古來の例甚ざ少くからず殊に東洋諸國の習慣として昔より政府が民間の奢侈を禁するを良法などと稱し、上儉を守りて下を率ゆ云々と語あり即ち上立の所の治者が自身に質素の模範を示して下民一統に貴澤を忘れしむるの考案ある可此主義たる儒教論の精神にて政府自から儉と守りて人民にも儉と勧むるよとあれば尙ほ恕す可能と云ふ可らざるの難點に沈みたるの事實は我輩に傳聞し又目撲したる所なり畢竟儒教主義に誤されたるものにして奇語と用れば人民は明君の累政に奢めらたりと云ふも可あり支那の政局よりの好む所下これより甚だと云ふ其意味と解釈すれば政府にて奢侈を好むとすれば庶民は尙ほ一段に儉約を守る可しとの次

第二にして彼の明君が自か節して領民へも共に節食を命じたるは此格言の意味を強ひて實行せしめたるかとならんと雖も一方より考れば明君の意を以て民間の方を頼はざれば行はれる事項にして世界各國執れの地も人民の私に其權を有するものあり其理由甚ざ明白
あれ共更に一步を進めて論すれば民間に於て經營を得る事柄にても専ほ官の手に之を監督して其効驗却て見るべきものあるは毎度の事あり然らば効驗ある者の總て政府の管理に托するを得べきやと問ふに我輩は之に同意すると能はざるなり抑も一國の政府ありとて天與財源あるに非ずして依る所の國の租税より外ならず
之を消費するは經濟學に謂ゆる不生產の使用ある者にして其額の増加は間接に民間生産上の使用を減少せしむべたの道理あらば事に全面に於て熙まさきもにあらず之に加ふるに民自家の經營を以て作りたる資本あらば自かの之を惜ひの情に於て切ある所ある可らず
雖も既に政府の手に歸して國庫金の名を帶るととは其能はざる由縁にして官の經營は單に政治上必要な部分より都て其規模を小にして節儉の方に注意あらんことを冀すするのみ

前條の次第なれば政府の自ら節儉を實行して國用を省くの工風甚だ大切なりと雖ども政府自家の節儉と共に其主義と人民にまで及ぼして民間の奢侈に干涉し爲めに世の文明を退歩せしめたるの禍古來の例甚ざ少くからず殊に東洋諸國の習慣として昔より政府が民間の奢侈を禁するを良法などと稱し、上儉を守りて下を率ゆ云々と語あり即ち上立の所の治者が自身に質素の模範を示して下民一統に貴澤を忘れしむるの考案ある可此主義たる儒教論の精神にて政府自から儉と守りて人民にも儉と勧むるよとあれば尙ほ恕す可能と云ふ可らざるの難點に沈みたるの事實は我輩に傳聞し又目撲したる所なり畢竟儒教主義に誤されたるものにして奇語と用れば人民は明君の累政に奢めらたりと云ふも可あり支那の政局よりの好む所下これより甚だと云ふ其意味と解釈すれば政府にて奢侈を好むとすれば庶民は尙ほ一段に儉約を守る可しとの次

第三にして彼の明君が自か節して領民へも共に節食を命じたるは此格言の意味を強ひて實行せしめたるかとならんと雖も一方より考れば明君の意を以て民間の方を頼はざれば行はれる事項にして世界各國執れの地も人民の私に其權を有するものあり其理由甚ざ明白
あれ共更に一步を進めて論すれば民間に於て經營を得る事柄にても専ほ官の手に之を監督して其効驗却て見るべきものあるは毎度の事あり然らば効驗ある者の總て政府の管理に托するを得べきやと問ふに我輩は之に同意すると能はざるなり抑も一國の政府ありとて天與財源あるに非ずして依る所の國の租税より外ならず
之を消費するは經濟學に謂ゆる不生產の使用ある者にして其額の増加は間接に民間生産上の使用を減少せしむべたの道理あらば事に全面に於て熙まさきもにあらず之に加ふるに民自家の經營を以て作りたる資本あらば自かの之を惜ひの情に於て切ある所ある可らず
雖も既に政府の手に歸して國庫金の名を帶るととは其能はざる由縁にして官の經營は單に政治上必要な部分より都て其規模を小にして節儉の方に注意あらんことを冀すするのみ

前條の次第なれば政府の自ら節儉を實行して國用を省くの工風甚だ大切なりと雖ども政府自家の節儉と共に其主義と人民にまで及ぼして民間の奢侈に干涉し爲めに世の文明を退歩せしめたるの禍古來の例甚ざ少くからず殊に東洋諸國の習慣として昔より政府が民間の奢侈を禁するを良法などと稱し、上儉を守りて下を率ゆ云々と語あり即ち上立の所の治者が自身に質素の模範を示して下民一統に貴澤を忘れしむるの考案ある可此主義たる儒教論の精神にて政府自から儉と守りて人民にも儉と勧むるよとあれば尙ほ恕す可能と云ふ可らざるの難點に沈みたるの事實は我輩に傳聞し又目撲したる所なり畢竟儒教主義に誤されたるものにして奇語と用れば人民は明君の累政に奢めらたりと云ふも可あり支那の政局よりの好む所下これより甚だと云ふ其意味と解釈すれば政府にて奢侈を好むとすれば庶民は尙ほ一段に儉約を守る可しとの次

第四にして彼の明君が自か節して領民へも共に節食を命じたるは此格言の意味を強ひて實行せしめたるかとならんと雖も一方より考れば明君の意を以て民間の方を頼はざれば行はれる事項にして世界各國執れの地も人民の私に其權を有するものあり其理由甚ざ明白
あれ共更に一步を進めて論すれば民間に於て經營を得る事柄にても専ほ官の手に之を監督して其効驗却て見るべきものあるは毎度の事あり然らば効驗ある者の總て政府の管理に托するを得べきやと問ふに我輩は之に同意すると能はざるなり抑も一國の政府ありとて天與財源あるに非ずして依る所の國の租税より外ならず
之を消費するは經濟學に謂ゆる不生產の使用ある者にして其額の増加は間接に民間生産上の使用を減少せしむべたの道理あらば事に全面に於て熙まさきもにあらず之に加ふるに民自家の經營を以て作りたる資本あらば自かの之を惜ひの情に於て切ある所ある可らず
雖も既に政府の手に歸して國庫金の名を帶るととは其能はざる由縁にして官の經營は單に政治上必要な部分より都て其規模を小にして節儉の方に注意あらんことを冀すするのみ

前條の次第なれば政府の自ら節儉を實行して國用を省くの工風甚だ大切なりと雖ども政府自家の節儉と共に其主義と人民にまで及ぼして民間の奢侈に干涉し爲めに世の文明を退歩せしめたるの禍古來の例甚ざ少くからず殊に東洋諸國の習慣として昔より政府が民間の奢侈を禁するを良法などと稱し、上儉を守りて下を率ゆ云々と語あり即ち上立の所の治者が自身に質素の模範を示して下民一統に貴澤を忘れしむるの考案ある可此主義たる儒教論の精神にて政府自から儉と守りて人民にも儉と勧むるよとあれば尙ほ恕す可能と云ふ可らざるの難點に沈みたるの事實は我輩に傳聞し又目撲したる所なり畢竟儒教主義に誤されたるものにして奇語と用れば人民は明君の累政に奢めらたりと云ふも可あり支那の政局よりの好む所下これより甚だと云ふ其意味と解釈すれば政府にて奢侈を好むとすれば庶民は尙ほ一段に儉約を守る可しとの次

第五にして彼の明君が自か節して領民へも共に節食を命じたるは此格言の意味を強ひて實行せしめたるかとならんと雖も一方より考れば明君の意を以て民間の方を頼はざれば行はれる事項にして世界各國執れの地も人民の私に其權を有するものあり其理由甚ざ明白
あれ共更に一步を進めて論すれば民間に於て經營を得る事柄にても専ほ官の手に之を監督して其効驗却て見るべきものあるは毎度の事あり然らば効驗ある者の總て政府の管理に托するを得べきやと問ふに我輩は之に同意すると能はざるなり抑も一國の政府ありとて天與財源あるに非ずして依る所の國の租税より外ならず
之を消費するは經濟學に謂ゆる不生產の使用ある者にして其額の増加は間接に民間生産上の使用を減少せしむべたの道理あらば事に全面に於て熙まさきもにあらず之に加ふるに民自家の經營を以て作りたる資本あらば自かの之を惜ひの情に於て切ある所ある可らず
雖も既に政府の手に歸して國庫金の名を帶るととは其能はざる由縁にして官の經營は單に政治上必要な部分より都て其規模を小にして節儉の方に注意あらんことを冀すするのみ

前條の次第なれば政府の自ら節儉を實行して國用を省くの工風甚だ大切なりと雖ども政府自家の節儉と共に其主義と人民にまで及ぼして民間の奢侈に干涉し爲めに世の文明を退歩せしめたるの禍古來の例甚ざ少くからず殊に東洋諸國の習慣として昔より政府が民間の奢侈を禁するを良法などと稱し、上儉を守りて下を率ゆ云々と語あり即ち上立の所の治者が自身に質素の模範を示して下民一統に貴澤を忘れしむるの考案ある可此主義たる儒教論の精神にて政府自から儉と守りて人民にも儉と勧むるよとあれば尙ほ恕す可能と云ふ可らざるの難點に沈みたるの事實は我輩に傳聞し又目撲したる所なり畢竟儒教主義に誤されたるものにして奇語と用れば人民は明君の累政に奢めらたりと云ふも可あり支那の政局よりの好む所下これより甚だと云ふ其意味と解釈すれば政府にて奢侈を好むとすれば庶民は尙ほ一段に儉約を守る可しとの次